

受動喫煙防止に関する意見【秋田県たばこ販売協同組合連合会】

(意見要旨)

- 販売店としては、法律の範囲で進めていただきたい。国の改正法が、施行されて、その状況を見守った上で、県の対策の検討をしていただきたい。オリンピック等の世界規模の大会を開催する大都市圏に合わせるのではなく、秋田県ではそれほど急がなくても良い。
- たばこは合法なものであり、たばこを吸う人は税負担をしながら、自己責任で吸っている。国が示す分煙室の設置を認めていくべきである。
- 対策の強化により、たばこを吸いたい時に吸うことができなくなり、吸っている方の権利が奪われることになる。

〈団体等の現状に関する主な意見・要望〉

- 法律は遵守するが、生産者である葉たばこ耕作農家の生活も考え、たばこ販売店としてはたばこを売らなくてはならない。組合員の生活も守らなければならない。
- たばこ販売の距離基準や人口基準が撤廃され、コンビニやディスカウストア、スーパーでも、たばこを販売できる状況になっている。人口減少の中、人口に対する軒数等の距離基準を設けることを県から国に提言したらどうか。
- コンビニやスーパー等でたばこが買えるようになったこともあり、販売店の売上は1割程度で7割がコンビニであるという厳しい現状にあり、たばこ販売店はどんどん店を辞めている。人口減少の課題に対しては、販売店が残ることが、跡継ぎも含め、人口減少に歯止めをかけることになる。対策を厳しくすると、ますます店が減ってしまう。
- 若年者の喫煙未然防止については、組合として未成年者の喫煙防止活動に取り組んでいる。

〈受動喫煙防止についての主な意見・要望〉

- 販売店としては、国が定める法律の範囲でまずは進めていただきたい。国の改正法が、施行されて、その状況を見守った上で、県の対策の検討をしていただきたい。法と県のダブルの対策では、法とは別に条例を設けた秋田県では厳しいが、条例を設けていない他県では緩いという混乱を招くことも考えられる。オリンピック等の世界規模の大会を開催する大都市圏に合わせるのではなく、秋田県ではそんなに急がなくても良い。
- 規制しなくとも非喫煙者は現状でも、喫煙、禁煙で飲食店を選別している。
- たばこは合法なものであり、たばこを吸う人は税負担をしながら、自己責任で吸っており、国が示す分煙室の設置を認めていくべきである。
- 対策の強化により、たばこを吸いたい時に吸うことができなくなり、吸っている方々が権利を奪われることになる。
- たばこ税は、市町村にとって一般財源に占める割合が高く、貴重な財源である。